

○播磨町いきる・そだつ・まもる・こどもの権利条例（案）

目次

前文

第1章 総則（第1条―第5条）

第2章 こどもにとって大切な権利（第6条―第10条）

第3章 生活の場におけるこどもの権利の保障（第11条―第14条）

第4章 こどもの権利に関する基本的な施策等（第15条―第18条）

第5章 こどもの権利に関する相談、救済等（第19条―第32条）

第6章 条例の推進体制（第33条・第34条）

第7章 雑則（第35条・第36条）

私たちは、播磨町に住むこどもです。

私たちは、日々の生活の中で、もっと自分の意見を聴いてほしい、もっと受け止めてほしい、もっと認めてほしいと感じています。また、もっと自由に、もっと学びたい、もっと自分らしくいたいと感じたりしています。

危険なことや悲しいことがあったときも、自分という個性が尊重され、心の安全が守られながら、快適に、安心して幸せに生きたいと思っています。

そして、よく食べて、よく遊び、よく知って、よく寝て、プライバシーも守られながら、自分らしく、将来の夢を実現したいと願っています。

私たちがもっとも大切だと考えるのは、一人ひとりが自分らしくあるために、個人として尊重されることです。これが保障されなければ、人は幸せに生きることが難しくなります。

私たちが考える「尊重」とは、他者の存在や価値、他者の人格を認め、他者の意見を大切に扱うことです。個人として尊重し合うことは、さまざまな問題を解決する上での基本であり、お互いに気持ちよく過ごせるための基礎でもあります。

また、個人として尊重されるためには、お金があるかないか、障がいがあるかないかなどによって差別されないことも大切です。

私たちは、一人ひとりが人格を持つ者として尊重されるために、私たちの意見や声をしっかりと聴かれることも、とても大事だと考えています。

私たちは、ここに、「こどもの権利」があることを確認します。

私たちには、個人として尊重される権利、差別されない権利、意見を自由に表明し、これを受け止めてもらう権利、学びながら成長する権利、自分にとってもっともよいことを共に考えてもらう権利などがあります。

この条例は、子どもの権利条約を踏まえ、私たちが持っている権利を改めて明らかにするとともに、私たちだけでなく、将来のこどもたちのために、こどもの権利が守られる播磨町になってほしいという願いを込めて、私たちが播磨町に制定を求めるものです。

この条例に書かれている内容は、家族、先生、地域の人々、町役場の人々など、播磨町に関わるすべての人たちに守ってもらいたいです。

また、こどもたち同士でも、この条例で定められた権利を互いに尊重し合うことが必要です。

播磨町には、おとなたちがこどもの権利を学ぶ機会をつくり、こどもたちが安心して暮らせるよう、危険な場所をなくすなどして、より一層安全なまちになってもらいたいです。

何よりも、こどもの意見を聴き、こどもも人格を持つ主体であることを尊重したまちになっ

てほしいです。

また、誰もが孤独にならず、誰一人取り残されないまちになってほしいです。

さらに、こどもの最善の利益が守られ、意見を表明する権利、他者と関わりながら成長する権利、一人ひとりのペースに合った学習の権利だけでなく、休憩する権利や遊ぶ権利など、こどものさまざまな権利が守られるまちになってほしいです。

もし、こどもが自分の権利が守られていないと感じたときに、相談できる場所もつくってほしいです。そして、こどもの権利が守られているかを定期的に調査し、その調査結果を公表してほしいと考えます。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、日本国憲法、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）及びこども基本法（令和4年法律第77号）の精神にのっとり、播磨町に関わる全てのこどもの権利を保障し、播磨町全体でこどもを支え合う仕組みを定めることにより、こどもが自分らしく生き、育つことができる社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) こども 18歳未満の者又はこれと同等に心身の発達の過程にある者をいう。
- (2) 保護者 親又は親に代わりこどもを養育する者をいう。
- (3) 町民等 播磨町内に住所を有する者、播磨町内にあるこども関係施設に在籍する者、播磨町内にある事務所又は事業所に勤務する者及び播磨町内で事業活動その他の活動を行う者又は団体をいう。
- (4) こども関係施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校その他のこどもが育ち、学び、又は活動するための施設をいう。
- (5) こども支援センター 播磨町教育委員会が中心となり、こどもたちの成長段階に応じて継続的にこどもへの支援を行うとともに、保健、医療、福祉、教育等の様々な分野と連携し、重層的かつ総合的にこどもを支援する仕組みを構築し、こどもの最善の利益（こども基本法第3条第4号に規定する最善の利益をいう。以下同じ。）を実現するための組織をいう。
- (6) 虐待 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待をいう。
- (7) 体罰等 しつけ、懲戒、指導その他名目のいかに問わず身体的又は精神的な苦痛を与えることをいう。
- (8) いじめ いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条第1項に規定するいじめをいう。

(基本理念)

第3条 こどもの権利は、次に掲げる事項を基本理念として、保障されなければならない。

- (1) こども又は保護者の生まれ育った環境、状況、人種、国籍、障害の有無等にかかわらず、差別されないこと。
- (2) こどもの最善の利益が優先して考慮されること。

- (3) こどもは生きる権利を有し、その健やかな成長及び発達が可能な限り確保されること。
- (4) 自らに影響を及ぼす全ての事項について意見を表明することができること及びその意見がそのこどもの年齢及び発達の程度に応じて、十分に尊重されること。
- (5) 自らが権利の主体であり、その権利を自ら行使することができること及びその権利の行使に当たって必要な支援を受けられること。

(播磨町等の役割)

第4条 播磨町は、こどもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じて、これを保障しなければならない。

- 2 保護者は、その養育するこどもの養育及び発達について第一義的に責任を有していることを認識し、その養育するこどもの権利を保障しなければならない。
- 3 こども関係施設の設置者及び管理者は、当該こども関係施設においてこどもの権利を保障しなければならない。
- 4 町民等は、家庭、こども関係施設又は地域の中で相互に連携し、及び協力し、こどもの権利を保障しなければならない。

(連携等)

第5条 播磨町は、こどもの権利の保障に関する施策を実施するに当たっては、国及び他の地方公共団体並びに保護者、町民等、こども関係施設、こども支援センター及びこどもの権利擁護に取り組む団体等との連携又は協働に努めなければならない。

- 2 播磨町は、こどもの権利の保障に資するため、町民等、こども関係施設及びこどもの権利擁護に取り組む団体等が相互に連携することができるよう、必要な支援を行わなければならない。

第2章 こどもにとって大切な権利

(こどもの権利の保障等)

第6条 この章に規定する権利は、こどもが成長及び発達していくために大切なこどもの権利として保障されなければならない。

- 2 こどもは、自らの権利を大切にするとともに他者の権利を尊重することができる力を身に付けるために、必要な支援を受けることができる。

(安心して生きる権利)

第7条 こどもは、安心して生きるために、主として次に掲げる権利を有する。

- (1) 命が守られ、個人として尊重されること。
- (2) 愛情及び理解をもって育まれること。
- (3) あらゆる差別及び不当な扱いを受けないこと。
- (4) あらゆる身体的若しくは精神的な暴力を受けないこと又は放置されないこと。
- (5) 健康に配慮がなされ、適切な医療が受けられること。
- (6) 平和及び安全な環境の下で生活できること。
- (7) 困っていること及び不安に思っていることについて相談できること。

(自分らしく育つ権利)

第8条 こどもは、自分らしく育つために、主として次に掲げる権利を有する。

- (1) 個性及び他の者との違いが認められ、人格が尊重されること。
- (2) 遊ぶこと、休むこと及び余暇を持つことができること。

- (3) 年齢及び理解の程度に応じて学ぶこと。
- (4) 芸術、文化、運動及び自然に親しむこと。
- (5) 自らに関係することについて、必要な助言、情報の提供その他の援助を受け、年齢及び発達に応じて自分で考え決めることができること。
- (6) 地域及び社会の活動に参加すること。
- (7) 安心して過ごすことができる居場所が確保されること。

(守られる権利)

第9条 こどもは、心身を傷つけるものから守られるために、主として次に掲げる権利を有する。

- (1) あらゆる権利の侵害から逃れられること。
- (2) あらゆる搾取から守られること。
- (3) こどもであることを理由に不当な扱いを受けないこと。
- (4) 自らの意思及び考えが尊重されること。
- (5) 自らに関する情報が不当に収集され、利用されないこと。
- (6) 誇りを傷つけられないこと。

(意見表明又は参加する権利)

第10条 こどもは、自らに関わることについて参加するために、主として次に掲げる権利を有する。

- (1) 自らの意見を表明することができ、その年齢及び発達の程度に応じてその意見が尊重されること。
- (2) 自らの意見を表明するために必要な助言、情報の提供その他の援助を受けることができること。
- (3) 仲間を作り、その仲間と集まること。
- (4) 社会に参画し、意見を活かされる機会があること。
- (5) 社会参加に際し、必要な支援が受けられること。

第3章 生活の場におけるこどもの権利の保障

(家庭における権利の保障)

第11条 保護者は、その養育するこどもの最善の利益を考慮し、そのこどもの成長及び発達の程度に応じた養育に努めるものとする。

- 2 保護者は、その養育するこどもが権利を行使する際には、そのこどもの最善の利益を確保するため、そのこどもの年齢及び発達の程度に応じた支援に努めるものとする。
- 3 保護者は、その養育するこどもの言葉、表情、しぐさ等からこどもの思いを受け止め、これを尊重するものとする。
- 4 保護者及びこどもと同居する者は、そのこどもに対して、虐待及び体罰等をしてはならない。
- 5 保護者は、そのこどもの養育に当たって、播磨町から必要な支援を受けることができる。

(こども関係施設における権利の保障)

第12条 こども関係施設の設置者及び管理者は、こどもが自分らしく育ち、学び、又は活動できる安全で安心な環境の整備に努めるものとする。

- 2 こども関係施設の設置者、管理者及び職員（以下「施設関係者」という。）は、当該施設において、こどもの最善の利益を考慮し、年齢及び発達の程度に応じた適切な支援に努

めるものとする。

- 3 施設関係者は、こどもが、当該施設の行事、運営等に参加する機会及び意見を表明する機会の確保に努めるものとする。
- 4 施設関係者は、当該施設において、こどもに対して、虐待及び体罰等をしてはならない。
- 5 施設関係者は、当該施設において、いじめの防止に努めるとともに、いじめが発生した場合には、こどもの最善の利益を考慮し、関係する機関と連携し、こどもの権利の救済等に努めるものとする。
- 6 こども関係施設の設置者及び管理者は、当該施設の職員に対し、こどもの権利についての理解を十分に深めるため、研修の機会を設けるよう努めるものとする。
- 7 播磨町は、こども関係施設の設置者及び管理者がこどもの権利を保障するために必要な活動に対して、その支援に努めなければならない。

(地域における権利の保障)

第 13 条 町民等は、地域の中でこどもを見守り、こどもが安心して自分らしく過ごすことができるよう努めるものとする。

- 2 町民等は、こどもが、地域の行事、運営等に参加する機会及び意見を表明する機会の確保に努めるものとする。
- 3 町民等は、こどもに対して、虐待及び体罰等をしてはならない。
- 4 播磨町は、町民等がこどもの権利を保障するために必要な活動に対して、その支援に努めなければならない。

(他者の権利の尊重)

第 14 条 こどもは、自分の権利が他者から尊重されることと同じように、他者の権利を尊重するものとする。

第4章 こどもの権利に関する基本的な施策等

(意見表明及び社会参加の機会の確保)

第 15 条 播磨町は、こども基本法第 11 条の規定により、こどもが播磨町の施策に対して意見を表明する機会の確保に努めなければならない。

- 2 播磨町は、ボランティア活動、国際交流活動その他のこどもが社会参加する機会の確保に努めなければならない。
- 3 播磨町は、こどもが意見を表明し、又は社会に参加しやすくなるよう、その支援に努めなければならない。

(虐待、体罰等、いじめの防止等)

第 16 条 播磨町は、虐待の防止等のため、必要な体制の整備、関係する機関との連携の強化、研修の実施及び広報その他の啓発に努めなければならない。

- 2 播磨町は、播磨町が設置するこども関係施設における虐待及び体罰等を禁止するとともに、他のこども関係施設における虐待及び体罰等の防止に必要な支援に努めなければならない。
- 3 播磨町は、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を実施しなければならない。
- 4 播磨町は、虐待、体罰等及びいじめの被害者又は発見者が通報又は相談しやすい環境の整備に努めなければならない。

(特別な配慮が必要なこども及びその保護者に対する支援)

第 17 条 播磨町は、障害のある子ども、経済的に困窮している家庭の子ども、ひとり親家庭の子ども、本人又は保護者が外国籍の子ども、不登校の子どもその他の特別な配慮が必要な子どもの現在及び将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、その子ども又はその保護者に対し必要な支援に努めなければならない。

2 播磨町は、前項に規定する特別な配慮が必要な子どもを把握するため、必要に応じて調査、訪問等を実施するものとする。

(成長及び発達に資する支援)

第 18 条 播磨町は、子どもの成長及び発達に資する体験及び交流の促進を図るとともに、当該体験及び交流のための場又は機会の提供に努めなければならない。

2 播磨町は、子どもの芸術的又は文化的な活動、運動及び余暇の利用の促進を図るとともに、これらの機会の提供に努めなければならない。

3 播磨町は、家庭及び学校以外に子どもが安心して過ごすことができる場を確保するよう努めなければならない。

4 播磨町は、子どもが必要かつ適切な医療、福祉及び教育を受けられるよう、子ども又はその保護者に対し、必要な支援に努めなければならない。

第5章 子どもの権利に関する相談、救済等

(擁護委員の設置)

第 19 条 町長は、子どもの権利の侵害の防止を図るとともに、権利の侵害から迅速かつ適切にこれを擁護し、及び救済するため、播磨町子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」という。）を置く。

(擁護委員の職務)

第 20 条 擁護委員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 子どもの権利に関する相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うこと。
- (2) 子どもの権利の侵害からこれを擁護し、若しくは救済するための申立て（以下「救済等の申立て」という。）又は擁護委員の発意により、調査、調整、是正等の勧告又は要請及び制度の改善を求めるための意見表明を行うこと。
- (3) 前号の規定による勧告、意見表明等の内容を公表すること。
- (4) 子どもの権利に関する普及啓発を行うこと。

(擁護委員の責務)

第 21 条 擁護委員は、子どもの権利の擁護者として、公平かつ適切に職務を遂行するとともに、その職務の遂行に当たっては、関係する機関との連携及び協力に努めなければならない。

2 擁護委員は、その職務上の地位を政治的、営利的又は宗教的な目的に利用してはならない。

3 擁護委員は、正当な理由なく、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(擁護委員の定数、任期等)

第 22 条 擁護委員の定数は、3 人以内とする。

2 擁護委員は、人格が高潔であり、子どもの権利に関し優れた識見を有し、かつ、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 弁護士又は司法書士

- (2) 大学の教員
- (3) 社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師又は臨床心理士
- (4) 前3号に掲げる者のほか、こどもの権利擁護に関し実務経験を有するものとして町長が認める者

3 擁護委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 町長は、擁護委員が心身の故障のため職務の遂行ができないと認められる場合又は職務上の義務違反その他擁護委員として明らかにふさわしくない行為があると認められる場合は、その擁護委員を解職することができる。

(擁護委員への協力)

第23条 播磨町の機関は、擁護委員の職務の遂行に関し、その独立性を尊重するとともに、積極的に協力し、及び援助しなければならない。

2 播磨町の機関以外のものは、擁護委員の職務の遂行に協力するよう努めるものとする。

3 播磨町長は、町の機関以外のものに対し、擁護委員の職務の遂行に協力するよう要請することができる。

(相談及び救済等の申立て)

第24条 何人も、次に掲げるこどもの権利に係る事項について、擁護委員に対し、相談及び救済等の申立てを行うことができる。

(1) 播磨町内に居住するこどもに係るもの

(2) 播磨町内に通勤し、又は播磨町内に通学し、通所し、若しくは入所するこども（前号に掲げるこどもを除く。）に係るもの（相談又は救済等の申立ての原因となった事実が播磨町内又は当該勤務先、通学先、通所先若しくは入所先の事業活動の中で生じたものに限る。）

2 救済等の申立ては、書面又は口頭で行うものとする。

3 擁護委員は、相談又は救済等の申立てがあった場合において、その内容が第1項各号のいずれにも該当しないときは、適切な機関等に引き継がなければならない。

(調査及び調整)

第25条 擁護委員は、救済等の申立てに係る事実又は擁護委員の発意により取り上げた事案について、調査を行うものとする。

2 擁護委員は、擁護若しくは救済が必要なこども又はその保護者以外の者から救済等の申立てがされた場合において調査を行うときは、当該こども又はその保護者の同意を得なければならない。ただし、当該こどもの権利が現に侵害されている場合であつて、その救済等のため緊急の必要性があると擁護委員が認めるときは、この限りでない。

3 擁護委員は、第1項の調査について、その必要がないと認めるときは、調査を中止し、又は打ち切ることができる。

4 擁護委員は、第1項の調査のため必要があるときは、関係する播磨町の機関に対し、説明を求め、その保有する文書その他の記録を閲覧し、若しくはその提出を要求し、又は実地に調査することができる。

5 擁護委員は、第1項の調査のため必要があるときは、こどもの権利の侵害からの擁護又は救済を図るため必要な限度において、播磨町の機関以外のものに対し、説明を求め、資料の提出を要求し、その他の協力を求めることができる。

6 擁護委員は、第1項の調査の結果、必要があると認めるときは、こどもの権利の侵害か

らの擁護又は救済のため、関係者間の調整を行うことができる。

(調査の対象外)

第 26 条 擁護委員は、救済等の申立てに係るこどもの権利の侵害が次のいずれかに該当すると認めるときは、調査を行わないものとする。ただし、特別な事情があると認めるときはこの限りでない。

- (1) 裁決、判決等により確定した権利関係に関する事案又は裁決、判決等を求め現に係争中の事案に関するものである場合
- (2) いじめ防止対策推進法第 28 条の規定による調査が現に行われている場合
- (3) 擁護委員の行為に関するものである場合
- (4) 救済等の申立ての原因となった事実のあった日から 10 年を経過している場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、救済等の申立ての内容に重大な虚偽のあることが明らかである場合その他調査することが明らかに適当ではないと認められる場合

(勧告等の実施)

第 27 条 擁護委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、関係する播磨町の機関に対し、是正等の措置を講ずるよう勧告することができる。

2 擁護委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、関係する播磨町の機関に対し、制度の改善を求めるための意見を表明することができる。

3 第 1 項の規定による勧告又は前項の規定による意見表明を受けた播磨町の機関は、これを尊重しなければならない。

(是正等の要請)

第 28 条 擁護委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、関係する播磨町の機関以外のものに対し、是正等の措置を講ずるよう要請することができる。

(報告及び公表)

第 29 条 擁護委員は、第 27 条第 1 項の規定による勧告又は同条第 2 項の規定による意見表明をしたときは、当該町の機関に対し、その是正等又は改善の措置の状況について報告を求めるものとする。

2 前項の規定により報告を求められた播磨町の機関は、当該報告を求められた日の翌日から起算して 60 日以内に、擁護委員に対して、その是正等又は改善の措置の状況について報告しなければならない。

3 擁護委員は、第 27 条第 1 項の規定による勧告若しくは同条第 2 項の規定による意見表明をしたとき、又は前項の規定による報告があったときは、その内容を公表することができる。

4 擁護委員は、前項の規定による公表をするに当たっては、個人情報等の保護について十分な配慮をしなければならない。

(結果等の通知)

第 30 条 擁護委員は、第 25 条第 1 項の規定による調査を実施し、これを第 27 条から前条までの規定により処理したときは、処理の概要を次に掲げる者に対し、速やかに通知しなければならない。第 25 条第 3 項の規定により調査を中止し、又は打ち切ったときも同様とする。

(1) 救済等の申立てを行った者

(2) 第 25 条第 2 項の同意を得た者

(活動状況の報告等)

第 31 条 擁護委員は、毎年度、その活動状況について、町長に報告するとともに、これを公表するものとする。

(相談員)

第 32 条 町長は、擁護委員の職務の遂行を補佐するため、相談員を置く。

2 相談員は、こどもの代弁者として、こどもの気持ち及び思いを丁寧に聴くとともに、こどもの主体性が尊重されるよう、必要な助言その他の援助を行うものとする。

3 第 21 条の規定は、相談員について準用する。

第 6 章 条例の推進体制

(普及啓発)

第 33 条 播磨町は、こども、保護者、町民等及びこども関係施設の施設関係者に対し、こどもの権利の普及啓発を行うものとする。

2 播磨町は、家庭、こども関係施設及び地域においてこどもの権利に関する学習等が推進されるよう必要な支援及び環境の整備に努めなければならない。

3 播磨町は、こども及び町民等の関心を高めるとともに、その理解を深めるため、11 月を「はりまこどもの権利月間」と定め、更なる普及啓発を図るものとする。

(推進計画)

第 34 条 播磨町は、この条例の推進を図るため、こどもに関する施策を総合的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとする。

2 前項の推進計画は、こども基本法第 10 条第 2 項の規定に基づいて策定することも施策についての計画を位置付けるものとする。

3 推進計画の評価及び検証は、播磨町子ども・子育て会議条例（平成 25 年条例第 13 号）第 1 条の規定により設置される播磨町子ども・子育て会議で行うものとする。

4 前項の評価と検証は、こどもの権利の保障状況を踏まえて行うものとする。

5 前項のこどもの権利の保障状況を把握するため、第 19 条の規定により設置する擁護委員の意見及び様々な手段を講じ、あらゆる年代のこども、保護者その他関係者からの意見を聴取するものとする。

第 7 章 雑則

(財政上の措置)

第 35 条 播磨町は、こどもの権利に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講じなければならない。

(委任)

第 36 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。